

別表

本表中「規則別記様式」とあるものは「都市計画法施行規則の様式」を、「町規則様式」とあるものは「毛呂山町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の様式」を、「町規則」とあるものは「毛呂山町都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則」を、「法」とあるものは「都市計画法」を、「令」とあるものは「都市計画法施行令」を、「規則」とあるものは「都市計画法施行規則」を表します。

1 開発行為許可申請（規則別記様式第2）

開発行為の許可を受ける場合は、「開発行為許可申請書」2部に、次の図書を添えて本町に提出します（なお、町長が必要とする場合にあっては、これ以上の部数が必要となる場合があります。これらについては、他の申請・届出等においても同様です）。

<添付書類>

書類の名称	説明	備考	関係条文
1 委任状	申請手続等を代理者が行う場合に添付する		
2 公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書		法第30条第2項 法第32条第1項
3 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属について協議を行った書類		法第30条第2項 法第32条第2項
4 設計説明書		自己居住用は不要	規則第16条第2項 町規則第2条第1項第1号、第5条第2項
5 土地登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの		町規則第2条第2項第5号
6 土地・工作物の権利者の同意書			法第33条第1項第14号 規則第17条第1項第3号
7 土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明書	同意書作成時のもの (申請時以前3か月以内のもの)		法第33条第1項第14号 町規則第2条第2項第2号
8 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書		町規則第2条第2項第5号
9 資金計画書 (残高証明書) (融資証明書)	収支計画、年度別資金計画書 自己資金で事業を行う場合 融資を受けて事業を行う場合	※1	規則第16条第5項

10 申請者の業務経歴書		※1	法第33条第1項 第12号 町規則第2条第2項 第3号
11 申請者の前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税	※1	法第33条第1項 第12号 町規則第2条第2項 第3号
12 工事施行者の建設機械目録、 技術者名簿及び工事経歴書		※1	法第33条第1項 第13号 町規則第2条第2項 第4号
13 設計者の資格に関する書類	卒業証明書又は資格証明書の写し(開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合)		法第31条 規則第17条第1項 第4号 町規則第2条第1項第 2号、第5条第2項
14 その他町長が必要と認める 書類		※2	町規則第2条第2項 第5号

※1 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は必要ありません。

※2 法第34条各号に該当する申請については、それぞれ別に定める図書が必要となります(各号審査基準参照)。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	50,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の位置(朱書)	都市計画図に記入	規則第17条 第1項第1号
2 開発区域区域図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域(朱書) (4) 必要な範囲で、都道府県界、市町村界、町又は字の境界、都市計画区域界	案内図	規則第17条 第1項2号
3 公図写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域(朱書)		町規則第2条 第2項第1号
4 現況図	2,500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 地形(標高差2mの等高線、BMの位置と高さ、縦横断面線(20m方眼線)の交点の高さ) (4) 開発区域の境界(朱書) (5) 開発区域内及び周辺(20m程度)の公共施設の状況 (6) 令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団の状況 (7) 同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	(5)(6)は、開発区域の規模が1ヘクタール以上の場合に記載する	規則第16条 第4項

5 土地利用計画図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 公共施設の位置及び形状 (5) 予定建築物等の敷地の形状 (6) 予定建築物の配置 (7) 予定建築物等の用途 (8) 公益的施設の位置 (9) 樹木又は樹木の集団の位置 (10) 緩衝帯の位置及び形状 (11) 道路・排水施設の縦断測点	土地の利用種別ごとに色分けする	規則第16条第4項
6 求積図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺	座標法または数値三斜法	町規則第2条第2項第5号
7 造成計画平面図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 切土又は盛土をする土地の部分 (5) がけの位置 (6) 擁壁の位置 (7) 道路の位置、形状、幅員及び勾配 (8) BMの位置及び高さ (9) 縦横断面線の位置及び符号並びに交点の計画高 (10) 道路・排水施設の縦断測点	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	規則第16条第4項
8 造成計画断面図	H=100分の1以上 L=500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 切土又は盛土をする前後の地盤面 (4) 縦横断面線の符号と測点番号 (5) 法面勾配 (6) 擁壁等の工作物	切土は黄色、盛土は茶色で着色する	規則第16条第4項
9 排水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法（管径）、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称		規則第16条第4項
10 給水施設計画平面図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 給水施設の位置、形状、内のり寸法（管径）及び取水方法 (4) 消火栓の位置	自己居住用の開発行為は不要	規則第16条第4項
11 がけの断面図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) がけの高さ、勾配 (3) 土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれ土質及びその地層の厚さ） (4) 切土、盛土をする前の地盤面 (5) がけ面保護の方法		規則第16条第4項

1 2 擁壁の断面図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 擁壁の寸法及び勾配 (3) 擁壁の材料の種類及び寸法 (4) 裏込コンクリートの寸法 (5) 透水層の位置及び寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の土質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 伸縮目地の位置及び構造 (10) 水抜孔の位置及び内径寸法	擁壁の設置が必要な 場合	規則第 1 6 条 第 4 項
(計算書)		(1) 擁壁の構造計算 (2) 地耐力の根拠(ボーリングデータ 等)		
1 3 道路横断面図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 路盤・基層・表層の構成 (3) 道路側溝の位置、形状及び寸法 (4) 埋設管の位置、形状及び寸法		町規則第 2 条 第 2 項第 5 号
1 4 排水施設構造 図	50 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水流量計算 (3) 排水施設構造詳細図(開渠、暗渠、 落差工、人孔、雨水樹、吐口等)		町規則第 2 条 第 2 項第 5 号
1 5 道路・排水施 設の計画縦断 面図	H=100 分の 1 以上 L=500 分の 1 以上	(1) 縮尺 (2) 測点 (3) 単距離 (4) 追加距離 (5) 地盤高 (6) 計画高 (7) 勾配 (8) DL (基準線) (9) 人孔の記号種類、位置、管径、土 被り、管底高	測点距離は標準とし て 20m とする	町規則第 2 条 第 2 項第 5 号

2 開発行為の変更許可申請（法第35条の2、町規則第8号様式）

工事完了の公告前に開発行為の変更を行う場合は、許可を必要とします。この許可を受ける場合は、「開発許可事項変更許可申請書」2部を本町に提出します。この場合、申請書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して提出します。

3 開発行為の軽微な変更の届出（法第35条の2、町規則第9号様式）

規則第28条の4の規定に該当する軽微な変更を行った場合は、「開発許可事項変更届出書」2部を本町に提出します。この場合、届出書に変更部分のみその前後が対照となるよう記載し、当初許可申請書から内容が変更された図書のみを添付して提出します。

4 工事着手の届出（町規則第3条第1項第1号、町規則第3号様式）

開発行為に関する工事に着手した場合は、速やかに「工事着手届出書」2部を本町に提出します。

なお、開発工事現場には、開発行為の許可標識（町規則第4号様式）を見やすい箇所に表示し、あわせて設計図書を備えてください。

5 開発行為に関する工事の中間検査依頼（町規則第5号様式）

開発行為に関する工事が指定工程に達した場合において、町長が必要と認める場合には、「中間検査依頼書」2部に次の図面を添付して本町に提出します。

<添付図書>

図書名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	50,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書）		町規則第3条第3項第1号
2 開発許可に係る土地利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		町規則第3条第3項第2号
3 その他町長が必要と認める書類			指定工程に関する図書	町規則第3条第3項第3号

6 開発行為に関する工事完了の届出（法第36条第1項、規則別記様式第4）

開発行為に関する工事を完了した場合は、「工事完了届出書」2部に次の図面等を添付して本町に提出する必要があります。

<添付図書>

図書名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 公図写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書）		町規則第8条第1号
2 公共施設を表示した平面図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書） (4) 公共施設		町規則第8条第2号

3 工程の主要な部分を記録した写真				町規則第8条第3号
4 確定測量図	500分の1以上	(1)方位 (2)縮尺		町規則第8条第4号
5 その他町長が必要と認める書類				町規則第8条第5号

7 公共施設工事完了の届出（法第36条第1項、規則別記様式第5）

開発工事に関する工事のうち公共施設に関する部分の工事を完了した場合は、「公共施設工事完了届出書」2部に必要な図面等を添付して本町に提出する必要があります。

8 公告前の建築等承認申請（法第37条第1号、町規則第10号様式）

開発許可を受けた開発区域内の土地で、工事完了公告前に建築物を建築又は第一種特定工作物を建設する場合は、承認を必要とします。この承認は開発行為の工事の進捗状況からみて、町長が支障ないと認めた場合に限りです。

この承認を受ける場合は、「公告前建築等承認申請書」2部に次の図面等を添付して本町に提出します。

<添付図書>

図書名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	15,000分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)開発区域（朱書）		町規則第9条第1号
2 開発許可に係る土地利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		町規則第9条第2号
3 建築物または特定工作物の配置図	100分の1以上	(1)方位 (2)縮尺 (3)建築物等の位置		町規則第9条第3号
4 工程表				町規則第9条第4号
5 写真			工事の進捗状況 公共施設の整備 状況がわかるもの	町規則第9条第4号
6 その他町長が必要と認める図書				町規則第9条第4号

9 予定建築物等以外の建築等許可申請（法第42条第1項、町規則第12号様式）

開発許可を受けた開発区域内で、工事完了の公告後、予定建築物等以外の建築物の建築等を行う場合は、許可を必要とします。

この許可を受ける場合は、「予定建築物等以外の建築等許可申請書」2部に次の図面等を添付して本町に提出します。

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 土地 登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	町規則第11条
2 排水放流許可書		町規則第11条
3 その他町長が必要と認める書類		町規則第11条

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 開発区域位置図	15,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の位置（朱書）		町規則第11条
2 公図写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域（朱書）		町規則第11条
3 開発許可に係る土地利用計画図	1,000分の1以上	開発許可申請書の添付図書参照		町規則第11条
4 建築物又は特定工作物の配置図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の位置		町規則第11条
5 給水施設平面図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 給水施設の位置、形状、内のり寸法（管径）及び取水方法 (4) 消火栓の位置	自己居住用の建築物は不要	町規則第11条
6 排水施設平面図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 排水区域の区域界 (4) 排水施設の位置、種別、材料、形状、内のり寸法（管径）、勾配延長及び流れ方向並びに吐口の位置及び放流先の名称		町規則第11条
7 その他町長が必要と認める図面				町規則第11条

10 建築行為等許可申請（法第43条第1項、規則第34条、規則第9号様式）

市街化調整区域で開発行為を伴わないで建築物又は第一種特定工作物の新築等をしようとするときは、許可を受けることが必要です。許可を受ける場合は、「建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書」2部に次の図面等を添付して本町に提出します。

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 土地 登記事項証明書	申請時以前6か月以内のもの	町規則第12条
2 雨水及び汚水の流量計算書		町規則第12条
3 排水放流許可書		町規則第12条
4 その他町長が必要と認める書類	※	町規則第12条

※ 令第36条第1項第3号イからホに於いて、それぞれ別に定める書類が必要です（各号審査基準参照）。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 付近見取図	15,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の敷地の位置 (朱書) (4) 敷地の周辺の公共施設	都市計画図に記入	規則第34条第2項
2 公図写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の敷地 (朱書)		町規則第12条
3 敷地現況図	500分の1以上	<p>●建築物の新築若しくは改築又は第1種特定工作物の新設の場合</p> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 敷地の境界 (朱書) (4) 建築物等の位置 (5) がけ及び擁壁の位置 (6) 排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 <p>●建築物の用途の変更の場合</p> (1) 方位 (2) 縮尺 (3) 敷地の境界 (4) 建築物の位置 (5) 排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称		規則第34条第2項
4 建築物又は第一種特定工作物の配置図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 建築物等の位置		町規則第12条
5 求積図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 面積計算表	座標法または数値三斜法	町規則第12条
6 排水施設構造図	50分の1以上	(1) 縮尺 (2) 雨水及び汚水流量計算 (3) 排水施設構造詳細図 (開渠、暗渠、落差工、人孔、雨水樹、吐口等)		町規則第12条
7 その他町長が必要と認める図面				町規則第12条

11 地位の承継承認申請 (法第45条、町規則第23号様式)

開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権利を取得し、その地位を承継する場合は、承認を必要とします。この承認を受ける場合は、「開発許可地位承継承認申請書」2部に次の書類を添えて本町に提出します。

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 開発行為に関する工事を施行する権利の取得を証する書類		町規則第14条
2 申請者の業務経歴書	自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要	町規則第14条
3 前年度の納税証明書	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税 自己居住用又は1ヘクタール未満の自己業務用の開発行為の場合は不要	町規則第14条
4 その他町長が必要と認める書類		町規則第14条

12 開発登録簿写しの交付請求（法第47条第5項、町規則第25号様式）

開発登録簿の写しの交付の請求は、「開発登録簿写し交付申請書」を町長に提出して行います。

13 開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明書）の交付請求（規則第60条、町規則第26号様式）

建築確認申請をするときには、開発行為又は建築等に関する証明（適合証明書）が必要な場合があります。この場合「開発行為又は建築等に関する証明交付申請書」に次の図面等を添えて本町に提出します。※2部作成

<添付書類>

書類の名称	説明（備考）	関係条文
1 土地登記事項証明書	申請時以前6か月以内のものとする	町規則第17条
2 農用地除外証明書	申請地が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の場合には、当該地が農用地区域から除かれていることの証明書	町規則第17条
3 その他町長が必要と認める書類	計画が都市計画法の規定に適合していることが確認できる書類 ※	町規則第17条

※ 建築物等の種類によって必要な書類が異なります。

<添付図面>

図面名称	縮尺	明示する事項	備考	関係条文
1 位置図	50,000分の1以上	(1) 方位 (2) 開発区域等（朱書）	都市計画図に記入	町規則第17条
2 公図写し	600分の1以上	(1) 方位 (2) 開発区域等（朱書）		町規則第17条
3 求積図	500分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 面積計算表	座標法または数値三斜法	町規則第17条
4 土地利用計画図	1,000分の1以上	(1) 方位 (2) 縮尺 (3) 開発区域の境界（朱書） (4) 公共施設の位置及び形状 (5) 予定建築物等の敷地の形状 (6) 予定建築物等の用途	土地の利用種別ごとに色分けする	町規則第17条

5 建築物の配置図	100分の1以上	(1) 方位 (2) 建築物等の位置		町規則第17条
6 建築物の平面図・立面図	100分の1以上	(1) 縮尺 (2) 建築面積 (3) 延床面積	立面図は2面以上	町規則第17条
7 その他町長が必要と認める図面				町規則第17条